

知立市電気自動車等充電設備広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、知立市広告掲載要綱（平成20年1月1日施行。以下「掲載要綱」という。）及び知立市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）に定めるもののほか、知立市が保有する電気自動車等充電設備の広告看板（以下「充電設備」という。）を民間事業者等の広告を掲載する媒体として活用すること及び掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 充電設備に掲載する広告の範囲等は、掲載要綱第4条並びに掲載基準第2条及び第3条に定めるところによるものとする。

(掲載位置及び枠数)

第3条 広告を掲載する位置は、充電器後方の看板の両端とする。この場合において、同一の期間内に2枠を超えて掲載しない。

(広告の掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は、1月を単位とし、第9条第4項の規定による広告の掲載の承認を受けた者（以下「広告主」という。）が指定することができる。ただし、年度を超える期間を指定することはできないものとする。

(広告の掲載規格)

第5条 広告の掲載規格は、縦450ミリメートル、横600ミリメートル、厚さ2ミリメートルの板とし、材質はアルミ複合板又はこれと同等のものに印刷したものである。ただし、広告の上端から5ミリメートル以内及び下端から10ミリメートル以内には文字、絵、写真等を入れないこととする。

(広告の作成及び設置)

第6条 広告主は、第5条の掲載規格に基づき、広告の作成と設置及び撤去を行い、設置及び撤去の際は職員が立ち会うものとする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、1枠につき月額3,000円とする。

2 広告主は、掲載期間分の広告掲載料を市長が指定する期日までに一括して納付しなければならない。

3 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責によらない理由その他市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

4 前項の規定により還付する広告掲載料は、取り消した日の属する月の翌月以後の月分の納付済月額額の総額とする。

5 第3項の規定により還付する広告掲載料には、利子は付さない。

(広告掲載の申込み)

第8条 充電設備への広告の掲載を希望する者(以下「希望者」という。)は、市長が指定する期日までに、知立市電気自動車等充電設備広告掲載申込書(様式第1。以下「申込書」という。)に広告原稿を添付して、市長に提出しなければならない。

2 希望者は、市長から掲載内容又は希望者に関する資料の提出を求められた場合は、これらの資料を提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、前条第1項の規定により申込書の提出があったときは、掲載要綱の規定に基づき、広告掲載の承認又は不承認の決定をするものとする。

2 希望者の数が第3条第2項に規定する枠数を超えるときは、次に掲げる順位により広告の掲載の決定を行うものとする。

(1) 第1順位 地球温暖化対策に資する電気自動車等の次世代自動車に関するもの

(2) 第2順位 地球温暖化対策に資する太陽光発電等の住宅用地球温暖化対策設備に関するもの

(3) 第3順位 その他ごみの減量、森林の保全等の環境事業に関するもの

(4) 第4順位 前3号のいずれにも該当しない事業者又は商店街、各種業種等の連合体の事業に関するもの

3 前項の規定によっても決定しないときは、先着順により決定する。

4 市長は、前3項の規定により広告の掲載の承認又は不承認を決定したときは、知立市電気自動車等充電設備広告掲載承認(不承認)決定通知書(様式第2)により広告掲載希望者に通知するものとする。

(広告内容等の修正及び変更)

第10条 市長は、広告主に対し、掲載する広告の内容について修正を求めることができる。

2 広告主は、前項の求めに応じ、又は広告主の都合により広告の内容を変更するときは、知立市電気自動車等充電設備広告掲載申込内容変更届(様式第3。以下

「変更届」という。)により、速やかに市長に届け出なければならない。申込書又は提出書類の記載内容に変更があったときも、また同様とする。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載期間中であっても、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が第7条第2項の期日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (2) 掲載要綱第9条各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 広告主が前条第1項の規定により求められた広告の内容の修正を行わないとき。
- (4) その他充電設備への広告掲載が適当でないと市長が判断したとき。

2 前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、知立市電気自動車等充電設備広告掲載取消通知書(様式第4)により、当該広告主に通知するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により理由を記載し、市長に申し出なければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1（第8条関係）

知立市電気自動車等充電設備広告掲載申込書

年 月 日

知立市長 様

掲載申込者 住 所  
名 称  
代表者氏名  
電 話 番 号

⑩

知立市電気自動車等充電設備に広告を掲載したいので申し込みます。

なお、広告掲載に当たって、知立市広告掲載要綱、知立市広告掲載基準、知立市電気自動車等充電設備広告掲載取扱要綱の規定を遵守することを約束します。

記

広 告 内 容	別添広告原稿のとおり
業 務 内 容	事業内容や活動内容
掲載希望期間	年 月 から 年 月 ( か月間)
担 当 者	担当部署 担当者氏名 T E L F A X
備 考	

- ※ 広告原稿は、プリントアウトした原稿と記録メディア（CD-ROM 又は USB メモリ）に記録した原稿データを知立市役所環境課へ一緒に提出してください。
- ※ 掲載する広告は、第5条の掲載規格に基づき、広告主が作成してください。
- ※ 知立市広告掲載要綱第9条及び第10条に規定する事項について確認してください。
- ※ 申込状況によっては、希望期間に掲載できない場合があります。
- ※ この申込書を受理後、掲載の承認又は不承認について通知します。

様式第2（第9条関係）

年 月 日

様

知立市長

㊟

知立市電気自動車等充電設備広告掲載承認（不承認）決定通知書

年 月 日付で申込みのありました知立市電気自動車等充電設備への広告掲載については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 掲載を承認します。

(1) 広告掲載内容

別添のとおり

(2) 広告掲載期間

年 月から 年 月

(3) 広告掲載料

円

(4) 広告掲載料の納入

年 月 日までに同封の納付書により、指定の場所でお支払い  
ください。

(5) 広告掲載条件

※掲載する広告は、第5条の掲載規格に基づき作成の上、持参してください。

2 掲載を承認しません。

理由：

様式第3（第10条関係）

知立市電気自動車等充電設備広告掲載申込内容変更届

年 月 日

知立市長 様

掲載申込者 住 所

名 称

代表者氏名

印

電話番号

次のとおり充電設備への広告掲載について変更したいので届け出ます。

変更年月日	年 月 日
変更項目及び変更内容	変更する項目  変更する内容
掲載広告のイメージ (変更がある場合)	※変更する場合は、広告原稿データを添付してください。
備考	

様式第4（第11条関係）

年 月 日

様

知立市長

印

知立市電気自動車等充電設備広告掲載取消通知書

知立市電気自動車等充電設備広告掲載要綱第11条の規定に基づき、次のとおり充電設備への広告掲載を取り消します。

(1) 掲載取消年月日

年 月 日

(2) 掲載広告のイメージ

(3) 掲載取消理由